

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会  
(第1回)

# 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会（第1回）

日時： 令和2年9月4日（金）

会場： 農林水産省第3特別会議室

時間： 午後1時00分～午後3時06分

## 議事次第

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議事

（1）検討会の設置について

（2）農産物規格・検査の情勢について

（3）関係者からのヒアリング

- ・ 農業者（有限会社横田農場 横田代表取締役）
- ・ 卸売業者（株式会社神明 森取締役常務執行役員）
- ・ 検査員（新潟県主食集荷商業協同組合 加藤業務部長）

（4）その他

### 4 閉会

## 配付資料

### 議事次第

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会委員名簿

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会（第1回）【座席表】

資料1 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会開催要領

資料2 農産物規格・検査の情勢

参考資料1 数量品質の確認が必要な補助金の助成対象数量等の確認について

- 参考資料 2 米穀に係る食品表示基準の見直しについて
- 参考資料 3 ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格について
- 資料 3-1 (有)横田農場 横田代表取締役 御提供資料
- 資料 3-2 (株)神明 森取締役常務執行役員 御提供資料
- 資料 3-3 新潟県主食集荷商業協同組合 加藤業務部長 御提供資料
- 資料 4 検討会の当面の進め方

#### 出席委員

座	長	大 坪 研 一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授
委	員	飯 塚 悦 功	東京大学名誉教授、公益財団法人日本適合性認定協会理事長
委	員	井 村 辰二郎	アジア農業株式会社代表取締役
委	員	岩 井 健 次	株式会社イワイ代表取締役
委	員	金 澤 徹	株式会社大戸屋ホールディングス執行役員マーケティング部長
委	員	栗 原 竜 也	全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部長
委	員	白 井 恒 久	わらべや日洋ホールディングス株式会社取締役常務執行役員
委	員	千 田 法 久	千田みずほ株式会社代表取締役社長
委	員	夏 目 智 子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
委	員	藤 代 尚 武	正林国際特許商標事務所技術標準化事業部長
委	員	三 澤 正 博	木徳神糧株式会社特別顧問
委	員	森 雅 彦	日本生活協同組合連合会商品本部農畜産部特別商品グループマネージャー
委	員	山 崎 能 央	株式会社ヤマザキライス代表取締役

午後1時00分 開会

○齊官穀物課課長補佐 白井委員がまだお見えではございませんけれども、少々遅れるとの連絡を頂いておりますので、定刻となりましたので、ただいまから、第1回農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、天羽政策統括官から一言御挨拶を申し上げます。

○天羽政策統括官 皆様、こんにちは。政策統括官の天羽でございます。

本日は暑い中、この会議のために御参集いただき、またウェブでの御参加もいただきまして、誠にありがとうございます。農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

農産物検査規格につきましては、平成31年1月から政策統括官主宰ということで、農産物規格検査に関する懇談会を開催してまいりました。昨年3月にいわゆる中間論点整理をまとめていただいたところでございます。この中間論点整理を踏まえまして、私ども、また検討会などをお願いをして、そこでの議論も経つつ、順次、後でまた御説明させていただきます資料の中に入っておりますが、検査場所の緩和ですとか、穀粒判別器やオートサンプラーの活用、検査規格の簡素化、玄米流通の合理化につながります推奨フレコンの規格設定など、具体化をしてきたところでございます。

一方で、これもまた後で御説明すると思えますけれども、今年の1月には規制改革推進会議の農林水産ワーキンググループにおきまして、農産物検査が取り上げられ、当省からもこれまでの取組等を説明するなどの経緯がございました。

結果的に、今年の7月に閣議決定されました規制改革実施計画におきまして、農産物検査規格と商慣行の総点検・適正化及び新JAS規格の制定について、検討会において検討し、おおむね1年程度で結論を得るといったことが示されたところでございます。

私どもの懇談会、検討会も、変化する米流通の現状に対応するということと、新しい技術や知見を取り入れて見直していくということで進めてきたわけでありまして、今般、新しく委員の方にも入っていただいて、引き続き取引関係者、生産者、消費者のニーズに役立つような見直しを進めてまいりたいと考えております。

例えば、穀粒判別器に関しましては、長年の技術開発のたまもので、精度なり性能も向上が見られてまいりました。検討チームの御審議も経て、昨年秋に告示を改正して穀粒判別器での鑑定を可能としたところであります。まだ一部の項目にしか対応できておりませんが、一層の研究開発も促しながら、更に検査の世界に取り込んでいくことが重要と考えております。

また、民間主導のJAS規格の制定支援につきましては、つい先日、8月21日、JAS調査会でノングルテン米粉のJAS規格案が了承されるといった、新たな芽が出てきております。

その他、検討が進んでいるアイデアもあると承知をしておりますが、委員の方の御指導も頂きながら、輸出促進なども視野に入れながら、更に応援をしていきたいと考えております。

などなど、余り私が申し上げるのも良くありませんので、説明は資料に譲ることといたしまして、本日は委員の皆様方におかれましては、それぞれ御専門のお立場から忌憚のない御意見、活発な御議論をお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 それでは、恐れ入りますが、カメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧にございますように、議事次第、委員名簿、座席表、資料1、資料2、参考資料1、参考資料2、参考資料3、資料3-1、資料3-2、資料3-3、それから資料4を配付しております。不足などございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局にお申し付けください。

本検討会の委員の皆様を委員名簿順で御紹介をさせていただきます。

飯塚委員でございます。

○飯塚委員 飯塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 岩井委員でございます。

○岩井委員 おむすび権米衛の岩井と申します。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 大坪委員でございます。

○大坪委員 新潟薬科大の大坪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 金澤委員でございます。

○金澤委員 大戸屋ホールディングスの金澤と申します。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 栗原委員でございます。

○栗原委員 全農の栗原でございます。よろしくお願い申し上げます。

○齊官穀物課課長補佐 藤代委員でございます。

○藤代委員 正林特許事務所の藤代と申します。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 三澤委員でございます。

○三澤委員 木徳神糧の三澤と申します。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 森委員でございます。

○森委員 日本生活協同組合連合会、森と申します。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 山崎委員でございます。

○山崎委員 農業生産法人ヤマザキライスの山崎と申します。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 白井委員につきましては、後ほど御到着と伺っています。

それから、ウェブの方を御紹介いたします。ウェブ参加の方です。

井村委員でございます。

○井村委員 農業生産法人アジア農業株式会社の井村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 千田委員でございます。

○千田委員 千田みずほ株式会社の千田でございます。本日ウェブ出席になって申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 夏目委員でございます。

○夏目委員 特定非営利活動法人ふぁみりあネットの夏目でございます。今日は静岡から参加させていただいております。

○齊官穀物課課長補佐 以上、13名全員出席の予定でございます。

また、本日は関係者からのヒアリングを行う予定でございます。ヒアリングをお願いしております。3名の方を御紹介させていただきます。

有限会社横田農場代表取締役、横田修一様でございます。

○横田氏 横田農場の横田と申します。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 株式会社神明取締役常務執行役員の森竜哉様でございます。

○森氏 森でございます。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 新潟県主食集荷商業協同組合業務部長、加藤貴俊様でございます。

○加藤氏 新潟県主食集荷商業協同組合の加藤です。よろしくお願いいたします。

○齊官穀物課課長補佐 農林水産省からの出席者につきましては、座席表で御確認いただきますようお願いいたします。

本検討会は公開で行います。事前に本日の傍聴を希望される方を公募して、15名の方が別室において傍聴されます。

それでは、本検討会の第1回目ということでございますので、議事の（1）検討会の設置について、開催要領を御説明させていただきます。

資料1の開催要領を御確認いただければと思います。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは、資料1について御説明を申し上げたいと思います。米麦流通加工対策室長の上原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料1、開催要領でございます。

本会の目的についてでございます。農産物検査につきましては、農業競争力強化プログラムを踏まえ、農産物規格・検査に関する懇談会を設置、開催いたしまして検討を行い、平成31年3月29日に中間論点整理を行ってまいりました。この中間論点整理を踏まえて、順次様々な事項について見直しを実現してきたところでございますけれども、今般、規制改革実施計画において、農産物検査規格の見直しが盛り込まれたことも踏まえまして、本検討会を設置、開催し、更に検討を進めてまいるのでございます。

2番目に、主な検討事項について、8項目を記載をさせていただいております。少しこの内容について御説明をしてみたいと思います。

これは、今申し上げました懇談会、そして規制改革実施計画で検討項目とされてきた事項を列挙しているものでございます。

まず、この8項目の中で、(1)、(3)、(7)につきましては、穀粒判別器と関係のある項目でございます。従来から世界的にも農産物の検査につきましては目視で行われてきたところでございますが、我が国では穀粒判別器の開発が進み、性能も向上してまいりました。このため、本年度より農産物検査の一部項目につきましては、目視に代えて穀粒判別器での鑑定も可能としてきたところでございます。今後、このような流れを一層加速化、促進をしていくことが重要と考えております。

このような中、(1)の1等、2等区分の等級区分と名称の見直しに当たっては、穀粒判別器を活用した場合の等級区分の在り方という観点からも御検討いただきたいと思っております。

また、(3)の目視等の人的鑑定項目の客観化と穀粒判別器等による機械的計測への早期の変更に関しても、現在の穀粒判別器で測定できる項目を精査いただき、精査をして、それを踏まえた規格の在り方を御検討いただきたいと考えております。

また、(7)の穀粒判別器の普及と精度向上に向けた技術開発の推進につきましては、中長期的にはAIを活用した次世代の穀粒判別器の開発を進めてまいるのでございますけれども、こうした開発を見据えた将来像についても御意見を頂きたいと考えております。

次に、(2)の検査方法の徹底した合理化による負担軽減と検査コスト低減につきましては、これまでもオートサンプラーの活用など、様々な見直しを実施してまいりましたけれども、更に効果的な方法があるかなど、御検討いただきたいと考えております。

次に、（４）でございます。皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直しについてでございます。30キロの米袋に余分に米を入れることが求められている商慣行がいわゆる余マスでございますけれども、国が定めているものではございませんが、今日的に見てこのような商慣行の考え方、妥当性などについて御議論を頂きたいと考えております。

次に、（５）の都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直しについてでございます。農産物検査では品種の証明について、都道府県ごとに検査証明ができる品種を指定をしております。米の品種では1都道府県当たり平均18品種程度となっております。このため、都道府県によって証明できる品種と証明できない品種が生じております。このような問題について、昨年より農産物検査規格検討会でも検討課題としているところでございますが、引き続き検討いただき、成案を得たいと考えております。

次に、（６）でございます。量目、荷造り、包装規格の簡素化についてでございます。この問題については、本年6月にフレコンについては推奨規格を設定するなど、見直しを進めているところでございますが、更に合理化できるものがないか検討を頂きたいと考えております。

最後に（８）の輸出や高付加価値化に向けて民間主導のJAS制度の支援についてでございます。農産物検査は、言わばベースラインの検査として活用されているものでございますけれども、これとは別に高付加価値化に向けて消費者やユーザーの皆様の様々なニーズを取り込んだ規格としてJAS規格を活用するということが有効だと考えております。JAS規格は民間主導で設定するものでございますけれども、こうした規格制定を支援する観点から、是非、御意見を伺いたいと考えております。

以上、主な検討事項を御紹介させていただきました。

3番の委員構成は省略させていただきますけれども、4番の運営について触れさせていただきたいと思っております。

（１）でございます。本検討会に座長を置くということでございます。座長は委員の互選によって選出を頂きます。

（２）でございます。必要に応じて関係者を出席させ、意見を聞くことができるということでございます。

（３）、委員の出席が困難な場合は、委員から提出される資料又は個別のヒアリングを活用することができる。

そして、（４）でございます。本会、ウェブ併用方式で開催をさせていただいております。

（５）でございます。検討会は原則公開でございます。



(6) のとおり、検討会の資料、そして議事録につきましては、ホームページに公表させていただきます。

(7) でございます。検討会の運営に支障が生じる場合は、資料及び議事録を非公開とすることができるということでございます。

なお、本検討会の庶務につきましては、穀物課において執り行ってまいります。

資料1の御説明は以上でございます。

○齊官穀物課課長補佐 以上が開催要領でございますが、4の運営(1)に検討会に座長を置き、委員の互選によって選任すると規定されているところでございます。この規定に従って座長を選任したいと思います。

どなたか御推薦いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

夏目委員、お願いします。

○夏目委員 私は、大坪研一委員を座長に推挙したいと存じます。

大坪委員は、応用生命科学の専門家であり、得難い特別な知見をお持ちでいらっしゃいます。さらには、令和元年の農産物検査規格検討会、穀粒判別器に関する検討チームにおきまして、いずれも座長を務められ、運営された御実績をお持ちでございます。

今般の検討会は様々なステークホルダーで構成されておりますが、大坪委員が卓越された運営手腕と幅広い視点を持って議論を進め、取りまとめをしていただけるのではないかと思います。

以上の理由により、大坪委員を委員長に推薦申し上げます。

○齊官穀物課課長補佐 ただいま大坪委員に御推薦がありましたがいかがでしょうか。

○大坪委員 御推薦を頂きましたので、小生でよろしければお引き受けさせていただきたいと思っております。

○齊官穀物課課長補佐 御了承いただきましたので、大坪委員を座長に選任させていただきます。

お手数ですが、座長席に御移動をお願いいたします。

この後の議事進行につきましては、大坪委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○大坪座長 今後は、私が進行させていただきます。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思っております。

まず、事務局から議事の2、農産物規格・検査の情勢についてを御説明いただき、委員の皆様

様から御意見をお伺いしたいと思います。

その後で議事の3、関係者からのヒアリングとして、農業者、卸売業者、検査員の方々から現場の状況等をお伺いし、意見交換を行っていきます。

委員各位、それから事務局におかれましては、効率よく議事を進められるように円滑な進行に御協力いただきたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

まずは事務局から議事の2についての説明をお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは、資料2につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。農産物規格・検査の情勢についてでございます。

まず、1ページを御覧ください。

現行の農産物規格・検査の概要についてでございます。

農産物規格・検査でございますが、全国統一的な規格に基づく等級格付により、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示しております。現物を確認することなく、大量・広域にお米を流通させることを可能とする仕組みでございます。

この仕組みについて下側でございますとおり、農産物検査法に基づき行っているものでございます。対象品目を記載しております。米穀、麦などございますけれども、本検討会におきましては水稻うるち玄米、これを対象に御検討いただくということでございます。

農産物検査規格でございますが、品位等検査、それから成分検査という2種類ございますけれども、主に行っておりますのが品位等検査でございます。品位の例ということで、下側に表を掲載させていただいております。1等、2等、3等それぞれ基準がございますけれども、この基準を満たすものについて精米歩留まりの目安を示すものとして等級を定めているということでございます。

右側を御覧いただきますと、主な検査の状況を記載させていただいております。米でいいますと、全体の生産量733万トンの中で受検率約7割でございます。農産物検査を受けているということでございます。

そして、登録検査機関でございますけれども、全国1,700機関ございます。検査員は1万9,000人、そして民営化を行っておりますので、民間比率100%ということでございます。

2ページを御覧ください。

品位について整理をしているものでございます。左側にいろいろなお米の写真がございます。通常のお米の粒のほかに生育不良、あるいは砕けたもの、病害になっているもの、ほかの雑草の種子など入ってまいります。こういうものをお米の袋を開けることなく、しっかり精米歩留

まりが分かるように、1等、2等、3等などの等級を付けているということでございます。

1等でございますと、玄米60キロが、精米にしますと歩留まり減ってまいりますので55.2キロ目安でございます。2等ですと、60キロから53.4キロになってまいりますということでございます。

そして、3ページを御覧ください。

農産物検査の体制・利用者について、表で数字でまとめております。先ほど申し上げましたようなものに加え、お米の生産者でございますが、全国79万人と言われております。また、下側でございますが、検査手数料でございますが、60キロ当たり50円から100円ということでございます。

4ページを御覧ください。

農産物検査でどのような項目を証明をしているのかということでございます。検査証明書の中を御覧いただきますと、年産、種類、銘柄、そして量目と言っておりますが重量です。それから、1等、2等などの品位、そして右側でございますが、荷造り、包装などについて証明を行っているというものでございます。

5ページを御覧ください。

米の流通構造のイメージ図を示しております。生産者から消費者に米が流通していくわけでございますけれども、その経路は様々でございます。

大きく分けると、上側の半分でございますけれども、農協などが集荷をされ、そして卸に出荷をされるというようなものでございます。たくさんの農家のお米が混ざり、そして大量・広域に流通していくというものでございます。卸のところで精米をされて、ここで玄米から精米になるということでございまして、その後消費者に精米の形でお米が届けられるということでございます。

また、農家直売等と書いてあるところがございます。生産者から消費者に直接販売をされていかれるというものでございます。このような米の流通について、いろんなタイプがございますので、御検討に当たってもこのような流通を念頭に置いていただきますと有り難いと思っております。

6ページを御覧いただきたいと思えます。

農産物規格・検査の見直しに向けたこれまでの対応でございます。

冒頭申し上げましたとおり、農業競争力プログラムで農産物検査規格について合理的なものに見直すということが記載をされました。

これを踏まえて、中ほどでございますが、農業法人を含む現場関係者の意見を幅広く集約を  
してまいりました。農産物規格・検査に関する懇談会で見直しの方向を検討してまいり、また  
その中間論点整理に基づき、規格に関しては農産物規格検討会で検討し、一部項目について改  
善を行っております。

右側に主な項目を示しておりますけれども、緑色のところが既に改善しているもの、ピンク  
色のところがこれから改善をしようとしているものというものでございます。

7ページを御覧ください。

これまでの取組を時系列に並べたものでございますが、時間の関係で省略をさせていただき  
たいと思います。

8ページを御覧いただきたいと思います。

これまで見直してきた項目でございます。左上から検査場所の緩和ということで、農業者の  
庭先でも検査が柔軟にできるようにしてまいりました。

中ほど上でございます。検査試料の抽出方法、オートサンプラーがある場合は一括して検査  
ができるようにしてまいりました。

右上でございます。検査事務について、登録検査機関からの報告回数を半減をしてまいりま  
した。

そして、左下であります。穀粒判別器の活用でございます。一部項目について、目視に代  
えて機械を使えるようにしたということでございます。

そして、中ほど下でございますが、異種穀粒規格の簡素化でございます。従来、麦の混入が  
非常に重要な問題点でございますが、麦の混入がほぼ少なくなりましたので、規格の簡素化を  
行っております。

そして、右下でございます。物流の合理化という観点で、フレコンの推進ということを進め  
るために推奨フレコンの規格を設定をしまいったところでございます。

9ページを御覧ください。

まだ実現はしておりませんが、現在改善を進めているものでございます。

左上からでございますけれども、着色粒、胴割粒の規格について、現在検討を進めていると  
ころでございます。

中ほど上でございます。産地品種銘柄の話でございます。なかなかその他銘柄としてしか鑑  
定できないという、限られた品種しか鑑定できないという問題がございますので、これについ  
て検討しております。

また、右上でございますけれども、申請・報告のデジタル化ということでございまして、来年からオンラインで申請をいただけるように改善を行っております。

左下でございます。政府備蓄米の買入れに当たりまして、試験的に農産物検査を受けなくても、穀粒判別器を使って、その結果に基づいて買入れを行っております。

そして、中ほど下でございますが、交付金、そして一番右側、お米の袋への表示でございまして、農産物検査を受けなくても交付金の交付や表示ができるよう、進めているところでございます。

10ページ以降につきましては、8ページで記載をされております六つの改善したことについて、それぞれ1枚紙で掲載をさせていただきますが、時間の関係で説明は省略させていただきたいと思っております。

最後に16ページを御覧いただければと思っております。

規制改革実施計画をお付けしております。今回の検討会の検討項目と関係がございまして、左上に書いております9番、農産物検査規格の総点検と見直しというところでございます。この中で記載をされております左下でございまして、7項目がございまして、これに加え、右上でございまして、新JAS規格の制定ということで、項目がございまして、これを合計して8項目、本検討会の検討項目とさせていただきます。

そして、cのところでは本検討会を設置を開催すること、定めていただいているところでございますので、このような検討会を開催させていただき、おおむね1年で結論を得るということで進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、10番のところでは、農産物検査を要件とする補助金・食品表示の見直しという項目につきましては、この検討会の検討項目ではございませんが、これは農林水産省、そして表示については農林水産省と消費者庁がしっかり本年度中に担保措置をしましてということで取組を進めております。

参考資料1及び参考資料2には、この補助金、それから表示に関する現在の方向を資料でお付けしておりますが、今回の検討会の検討事項にはなっておりませんので、御参考に御覧いただければと思っております。

それから、参考資料3にお付けしておりますけれども、JASに関しまして、ノングルテン米粉のJAS規格について、先日8月21日のJAS調査会で審議いただき、御了承いただいたところでございます。このような規格の策定に関しましては、農林水産省の職員も技術的助言を行っているところでございますが、このような規格策定に、これからも委員の方の御助言を

頂きながら、しっかり進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上とさせていただきたいと思えます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問があればお受けいたしたいと思えますが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ、飯塚委員、お願いいたします。

○飯塚委員 飯塚です。

私は、主に工業製品の品質管理、標準化、認証・認定制度などに関わってきた者で、この分野は素人なのでよく分からないので教えて下さい。5ページの図で、この検査制度は精米の歩留まりに関する何らかの指標を与えているとすると、この検査制度というのは、生産者と卸・小売との間の取引における妥当な取引価格を決めるための情報を与えるものだとして理解してよろしいですか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。今御質問いただいたところで、この5ページの図を御覧いただきますと、正に生産者のところから卸のところ、玄米から卸で精米工場で精米をしていくということございまして、農産物検査、玄米を歩留まりを見ていくというところがございますので、正にこの生産者から卸に行くときの取引の目安になるものがございます。

○飯塚委員 目安というのは取引価格をいくらにするかということですか。

○上原米麦流通加工対策室長 ええ、さようでございます。1等だと幾らで取引をされるとか、価格自体は、民間で決められています。

○飯塚委員 そうすると、生産者と卸との間の妥当な取引を担保するための品位の指定というか、特定というか、そのように認識すればよろしいですね。その情報は消費者の方には行っていないと思ってよろしいですね、この段階では。消費者がどういのお米を欲しいかとかいうような選択するときの指標にしようとかいうものに役立つものではなくて、主に精米するときどのくらいの歩留まりになるだろうかということで、それによって提供する玄米の価格が決まってくるという、そのような考えに基づいているものだと思ってよろしいですね。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。そこは玄米の品質といいますのは、それはその精米の品質にも影響してまいりますので、例えば玄米の中にお米でない異種穀粒、ほかの麦とかそばとかの穀粒が入っておりましたり、あるいは玄米であっても虫に食われている、着色粒と呼ばれておりますような虫の被害を受けた粒が混ざっておりますと、いくら精米して

も消費者に届くお米の中にそういうものが入ってしまうということが起き得ます。ですので、最終的には消費者の方もこれは利益を受けるということになるかと思いますが、原料としての玄米の、精米の原料としての玄米の取引に活用され、また、更に良いお米を、玄米を作ろうとする生産者の方々にとって、いいお米を作る目安になっているものということでございます。

○飯塚委員 ありがとうございます。そういう意味では、何を動かしたらドライビングフォースになるとか、誰に対するインセンティブになるとかということも少しお聞きしたかったので質問しました。どうもありがとうございました。

○大坪座長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見ある委員いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

ウェブで、よろしくお願ひいたします。どうぞ。

○千田委員 今の御質問に関して少しお話をさせていただきたいんですが、農産物検査法、特に1等、2等、いわゆる格付検査に関しては、生産者と私ども卸の品位基準の取組だと私は認識をしています。

私どもがこれを精米にして、白米でお客様に提供するときには全くこの辺のことは基本的には関係ないと認識しております。

例えば、玄米、農産物検査法に基づく検査で1等、2等、3等、また等外でも銘柄検査ございますけれども、このようなものは全て異物を除去して、しっかりとお客様に提供ができるような体制を少なくとも私ども卸は整えていますので、農産物ですからいろいろな形のものできてしまう、これはやむを得ないことだと思います。野菜でも曲がったり、真っ直ぐだったりいろいろなものがあります。ですから、そのようなものをしっかりときれいな製品にして提供する、これがやっぱり私ども卸の任務ですし、それを歩留まり等で価格に反映させながら又は品質に反映させながら意識合わせができるのが農産物検査法の一つの基準であると認識しております。

以上です。

○大坪座長 千田委員、ありがとうございました。飯塚委員、よろしいでしょうか。更に補足的な御説明を頂きました。

事務局の方はいかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。千田委員から主にその生産者と卸の間の取引の規格であるという御説明を頂きました。私もその取引の大きなこれは目安、基準になっていると思います。

1点補足をさせていただきますと、これまでその規格の中で、例えば着色粒という規格がございます。お米の中に虫に食われたお米が入るということでございまして、これを議論をしてまいったときには、やはりその生産者側で、その着色粒の発生を防ぐような、例えば病害虫を防除するとか、そういう取組をして、着色粒の発生をある程度防いでいかないと、これを幾ら精米工場で努力をしても、やはり全て着色粒が取れるわけではないというような御意見も伺ったりしたこともございます。

基本的には千田委員の仰るとおりだと思いますけれども、そのようなお話も伺ったことがございますので、補足として申し上げたいと思います。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに委員の皆様。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 質問ではございませんが、リモートで参加の方の音声割れていて、聴き取りにくいのです。改善をお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 改善に努めてまいります。

○山崎委員 まだ割れている感じがいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 もしお聞きにくいところがあれば、また仰っていただければ、会議を少しゆっくりにするとか工夫をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○山崎委員 はい、お願いいたします。

○大坪座長 ありがとうございます。これからの会議を進める上で非常に大事なことでございますので、山崎委員、ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。

はい、どうぞ。

○井村委員 今の山崎さんの発言が全く聞こえなかったんですけども。

○上原米麦流通加工対策室長 今の山崎委員のお話を御紹介いたします。

この試行的にウェブ併用という、農水省で最近取組を始めたものですから、大変試行的で申し訳ありません。この検討会の中で、委員がマイクを使って御発言を頂いたものにつきまして、ウェブで会場の委員に届くようになっております。申し訳ありませんが、御発言のときにマイクをお届けしますので、そこで発言を頂くということをよろしくお願い申し上げたいと思いま



す。

ウェブの委員の皆様にご紹介いたしますが、今の山崎委員の御発言は、ウェブで御参加されている方々の御発言が少し聞き取りにくいところがあったので、事務局に改善をお命じを頂いたということでございまして、農産物検査の議論の中身に直接影響するようなことではございません。もし聞き取りづらいところがあれば、また御指摘をいただければ、事務局で会議を止めるとか、ゆっくりお話しいただくとか、そういう対応をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○大坪座長 それでは双方向で、新しい試みということですので、双方向によく聞き取れるように御努力いただくということで進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事の3につきまして、関係者の方から順に御意見を伺って、その後に御質問等がある方は御発言いただきたいと思ひます。

大変恐縮でございますが、お一人約10分を目安にお願ひいたします。

まずは農業者として、有限会社横田農場代表取締役、横田修一様、よろしくお願ひいたします。

○横田氏 それでは、御紹介いただきました有限会社横田農場で代表取締役をしています横田修一と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私は資料3-1というものに簡単に資料を作ってきましたので御覧いただきながら、10分と短時間ですので早足ですけれどもお話しさせていただこうと思ひます。

まず自己紹介というところで、私は米農家でございますけれども、茨城県竜ヶ崎市というところでお米を作っております。今もう稲刈り、今日も稲刈りをやっています。僕は今日は抜けてきましたけれども、当初はウェブで参加の予定だったのに何で横田いるんだという感じなんですけれども、タイミングがうまく合いましたので、ぜひ、重要な会議ですので、できれば参加したいと思ひて参加させていただきました。

経営の規模は、今年水稻の作付160ヘクタールほどございます。160ヘクタールといつてもここで扱っている農産物検査の話でいうと数量ですから、大体イメージ的にいうと約850トンぐらいのお米を生産しているというイメージでございます。

作っているお米の販売先ですけれども、基本的には全部自分で直売、直接販売をさせていただいております。①として消費者の方への直接販売ですね、インターネットであるとかスーパー、大体3割ぐらい。それから、業務用としてレストランとかお弁当とかというところの事業者さんに向け、これも3割ぐらい。それから、加工用、これは生産調整の方にも関係してきま

すけれども、お酒であるとかお煎餅であるとか、包装餅とか、そういったものの原料として使っていたり、そういったものが3割ぐらいということで、いろんな販売先によって求められる品質も違いますし、品種も違いますし、そういったものを作って販売をしているということでございます。

私のところ農家でございますけれども、先ほどもありました農産物検査は今、民間でやっていますので、民間に移行したときに、横田農場は自分で売っていくためにどこに検査してもらおうかと。普通、卸さんなんかには販売すればそちらで検査をしていただいたりするわけですが、自分でやるしかないということで、平成18年に登録検査機関の認定を受けております。そのときは検査員が内部にいなかったものですから、外部の方に検査員として入っていただいて検査機関を立ち上げたんですけれども、その後、平成21年に農産物検査員と書いてある、私のことですが、平成21年から私が農産物検査員の資格を取りまして、それから私が農産物検査員として、自分の登録検査機関ですけれども、そこで検査を行っているよということでございます。

農産物検査、去年の検査の実績でいうと約700トン強ぐらいですね。ですから、上に160ヘクタールというのは今年の作付なので、去年はもう少し少なかったのが800トン、今年これから取れる見込みということですが、去年のお米でいうと700トンぐらいですので、全て検査をやっているわけではない。検査しないもので当然販売するものもありますし、検査を、おおむね自分で検査をして販売しているということでございます。

それで、先ほどあった検討項目の中のことについて2つぐらい触れてくれということでしたので、私が触れたいなと思っているのは、(1)の1等、2等区分の等級区分と名称の見直しについてということと、あと(2)検査方法の徹底した合理化による負担軽減と検査コスト低減ということについて触れようと思います。

まず1番目の1等、2等区分の等級区分の名称と見直しについてということですが、今回の検討会は農産物規格の検討会ですから、検査法そのものではないわけですが、当然、農産物検査規格は農産物検査法によって決められていますので、農産物検査法について、委員の皆様も重々御承知かとは思いますが、改めてここに第1条の目的のところを挙げさせていただきました。平成21年に農産物検査員の資格を取るまで、しっかりと農産物検査法のことを正直、恥ずかしながら知らなくて、その検査員の研修の初日の一番最初にやったのは、この農産物検査法の目的の部分でした。全部読むと長くなりますので読みませんが、私の立場、生産者の立場でいうと、少し読みにくいので書いたんですけれども、太くさせてもら

ったんですけれども、「農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し」というふう  
に書いてあるんですね。というところが、僕はすごく農家として、農産物検査ってそういう  
ことのためにやっているんだな、目的ってそれだったんだなというのをそのとき改めて理解し  
ました。

ちょうどその下の少し僕が書いた文章のところを読みますけれども、農産物検査というのは  
やっぱり、そのできたお米を単に格付する、単にふるい分けする、良かった、悪かったとか  
ということで値段が決まるという先ほどの議論もありました。もちろんそれは重要なんですけ  
れども、でも我々生産者からすると、その結果がどういふ結果、今年どういふ栽培をして、ど  
ういふ農産物ができた。それは、例えば先ほどから出ている、虫に刺されちゃったね、若しく  
は、少し青が多いよねとか、胴割が多いよねとか、いろんな理由があつて検査の等級が決ま  
ったりするわけですが、それをやっぱりきちんと自分でそれを受けて、どういふ栽培をし  
たからこういふ品質のものができたんだらう、来年はどういふ栽培をしたらいいんだらうとい  
うことを考えるきっかけというのが、それによって改善をしていく、もっと良いお米を作ら  
うということになっていくということが農産物検査法の第1条の目的に書かれている一番重要な  
部分だと私は理解しています。

ですので、先ほどから出ている、この農産物検査法とか規格とかを見直す、それは時代が変  
わっていきますから、見直すことはもちろん重要だと思う、時代に合わせて、状況に合わせて  
見直すことはすごく重要なんだと思っているんですけれども、農家が品質に対してもっと良い  
ものを作らうという意識、意欲が出てくるような改善でないと、これは全く法律の目的から外  
れてしまいますので、そこは是非、委員の皆様にもそういう意識でこの議論をしていただけた  
らと考えています。

ですから、1、2等の等級区分の見直しというのはどういふ意味だったのか、僕はよく分か  
らなかつたんですけれども、仮に1等と2等は同じでいいよということになると、何かまるで  
2等の下限値みたいなのが農家の目標になってしまうような気がして、それで果たして本当に  
品質、良いものをもっと作らうという意欲につながるのか、いや、もっと下でもいいよねとい  
う、むしろマイナスな発信をしてしまうような気がして、少し、果たして本当にそれでいいの  
かなと感じました。

次、3番はその次の項目ですね。検査方法の徹底した合理化と負担軽減ということで、先ほ  
ど事務局の方から御説明がありましたけれども、本当にこの農産物検査は大分従来と比べると  
楽になっている部分が多いと思います。穀粒判別器が使えるようになったりというのも、これ

は最近の話ですけれども、その前からオートサンプラーを使うとか、いろんなもので検査業務が大分楽になって、私のところも今正に毎日毎日お米がたくさん出てきますけれども、それを少しまとめては検査をやってということをやっておりますけれども、やっぱりそれはなかなか大変なものです。我々生産者も大変ですし、もちろんそれを取り扱っているお米屋さん、卸の皆さんなんかも恐らくこの時期にどうしても集中しちゃうと思うので大変だと思うので、それはやはり当然負担軽減なりは必要かと思えます。

例えば、それはこの次にもあったような、穀粒判別器をもっと活用するとかというところにも当然つながってくると思いますし、一方で穀粒判別器もまだまだ技術的な改良も必要だと、人間の目にはまだ及んでいないということもあったようなので、それは当然、先ほども御説明の中にもあったように進めていただきながら、でも、そういった合理化は必要だろうな。

特に、私は、毎日もみすりをして、玄米になって、袋詰めをして出てきているので、例えばオートサンプラーなりでそのサンプルを取っておけば、後からお米をサンプルして取って検査する必要がなくなるという意味ではすごく楽ですけれども、例えば、少し乱暴な言い方かもしれませんが、毎日玄米が出てくるんだから、そこを自動的に検査というか、穀粒判別器までオートサンプラーでサンプルが出てきたらそのまま検出できて、そのままデータとしてたまっていくぐらいになれば、すごく簡素化できるのではないのかなと感じています。正にそういうデータがたまってくると、このお米はこういう品質で、それこそこの田んぼで取れたお米、こういう乾燥したお米がこういう品質になったから、来年はまたこういう栽培に生かせるよねとかということが、より生産にフィードバックさせやすくなるのかなと感じています。

これは完全に時間になったので余談ですけれども、私は今年、穀粒判別器を購入したんですよ。袋詰めしたものを、これは検査で使うつもりは実は余りなくて、検査に対応しているものですけれども、自分でどういうお米を作ったのか成績を記録するために記録しているんです。でも、記録し始めて途中でふっと気がついて、袋詰めをしたものももちろん、それはどういうものを販売するかということで重要なんですけれども、実はその前の段階、もみすりをした、僕らは粗玄米と言っていますけれども、選別する前のものを実は同じサンプルを記録して、同じロットを記録するようにしています。その方が、より栽培にフィードバックしやすいだろうということですね。

ですから、いずれにしても、農産物検査はやっぱり僕の立場からすると、いかにそれをその結果を受けて栽培にフィードバックさせるか。大分話が飛躍していますけれども、皆さんも健康診断を受けると思うんですけれども、やっぱりそこでいろんな数値が出てくると、もっとこ

こを変えなきゃいけないと、もっとこういうふうには運動しなきゃいけないと、食事を少し減らさなきゃ駄目だとかというのが分かると思うんですね。僕はそういうものに近いものがこの農産物検査は少なくとも生産者の立場の意味なのかなと理解をしております。

少し時間が超過しましたがけれども、私の方からの報告は以上とさせていただきます。

○大坪座長 ありがとうございます。

御質問、御意見等は、御三方が終了してからまとめてお願いしたいと思っておりますので、次に卸売業者として、株式会社神明取締役常務執行役員、森竜哉様からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○森氏 株式会社神明の森でございます。

私の方は米穀卸売業者ということで、生産者と、それから消費者の間に入って、米穀卸売業は何というか、問屋の部分と、それから精米加工の部分という、この二つの要素を持っております。そして、生産者の皆様が作られたお米を玄米の状態でご我々の精米工場へ受けて、先ほど千田社長の方からもありましたように、単純に皮をむくだけではなくて、その間に生産者の方が作られた段階では除去し切れなかった石でありますとか、あるいは金属でありますとか、あと異物、その他の異物、あと異種穀粒、麦とか、そういったものも我々の工場の中にある選別機で除去して、最終製品にしてお客様のところに届けるというのが我々米穀卸売業者の役割でございます。

まず、神明について少し1ページで御紹介いたしますと、本社所在地は東京都中央区小網町でございます。もともとは昭和25年、神戸市に会社を設立いたしました。当時は食糧管理法の下でございましたので、兵庫県の知事の許認可卸として米穀卸売業をスタートさせていただいております。

取扱品目につきましては、お米、砂糖、小麦粉、乾麺、その他加工食品全般ですけれども、構成としては米穀が9割以上ということで、我々の販売構成としては非常に高い商品ということになっております。

下に少し写真と製造・営業拠点を載せておりますけれども、製造・営業拠点の方は、現在全国に精米工場が7か所、それから営業拠点が東は東北から九州、佐賀県まで6拠点という形で今、販売の方は全国展開をさせていただいているところでございます。

1ページめくっていただきまして、私の方は、あくまでも流通に入っている業者としての立場で、今回、農産物検査の必要性についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目ですけれども、農産物検査規格は、取引上の基準・前提となるものであり不可

欠と記載させていただきました。手前どものお客様は、スーパーとか、それから最近ではドラッグストアとかディスカウンターさんもお米を販売されますけれども、いわゆる小売業の皆様、それから、コンビニエンスを代表とする中食業者の皆様、これは主にコンビニで売っているおにぎりでありますとかお弁当用のお米でございます。それから、外食業者の皆様、お店で提供される米飯ですね、お寿司屋さんであつたらシャリですけれども、あとライスで提供される外食業者の皆様向けのお米というような、大きく分けてこの3つの販売チャンネルに供給しているわけですけれども、全ての業種の皆様に対して、やはり農産物検査をまず受検しているということを前提に、我々は商品を作っているということになります。

したがいまして、もともとの原料が1等と打ってこられているのか、2等なのか、あるいは3等、規格外なのかという格付をされたものの中から選んで製品化をするということですので、もともと検査を受検しているということが前提で我々は商売をしておりますので、まずこれがなくなったり、あるいは1、2等がなくなるということは、我々としては考えられないというのが前提でございます。

2つ目にも書きましたけれども、1、2等区分は、とう精加工の目安になる非常に重要な指標と書いていますけれども、先ほどの資料2の1ページの品位規格のところにも記載がございましたけれども、1等でいきますと整粒、つまり整しい粒と書きますけれども、ちゃんと米の形が残っているお米の割合が70%、2等になりますと60%、1、2等区分がなくなるということは、当然生産者の方は60%の方に合わせる事が考えられますし、そのほかの品位についても、やはり少しでも歩留まりをよくするためには、下の方の品位に合わされるという可能性が非常に高くなると思います。

それでもいいんですけれども、そうなれば、現行の1、2等の意味がなくなってくるので、2等下限に限りなく合わされる可能性があるのと、結果的には価格は下がるという形になるかと思っておりますので、それは生産者の皆様の意図される所ではないのかなと思っておりますので、我々はやはり1、2等区分を一つにしてしまうということは望まないところでございます。

加えて、特に昨今、消費者の皆様の非常に厳しい目線がございますので、等級格差がなくなっても、恐らく量販店さん等においては独自の基準を設けられるところが出てきて、旧1等格とか旧2等格とかいうような評価を求められるのが、恐らく避けられないのではないかなと考えるところでございます。

加えて、更に厳しいDNA検査を要求される等のリスクも考えられますので、我々業者としては非常に過剰な負担が加わってくるということも考えられますので、やはり現行の1、2等

区分は継続していただきたいというところでございます。

それから、3つ目、穀粒判別器のみに依拠した検査方法の見直しは時期尚早と書きましたけれども、手前どもの会社の中にも約十数名の検査員の資格を持った社員がおりますので、彼らに聞きますと、やはり穀粒判別器の使用は全くもって効率から考えたら推進するべきではあると思うし、そこには全く賛同するんですけれども、それだけに頼ってしまうと、やはり機械の個体ごとの誤差、ぶれ、それからメンテナンスですね、ほこり等、汚れ等によって数値にばらつきが出るということがあるので、やはり目視の部分も併せて行うというのがいいのではないかと思います。

最後に、農産物検査規格は、実需者との品質担保に対する信頼維持に貢献ということになりますので、やはり、繰り返しになりますけれども、こちらについては、こういった、まず農検法を受けているという安心感の前提に取引が成り立っているということを御理解いただければと思います。

それから、ひいては、今日の議論にはないですけれども、こういった前提がありますので、そもそも未検査のものを産地、年産、品種表示の3点セットが最終製品にできるということを検討する自体が私どもとしてはいささか、時期尚早ではないかなという思いも持っているところでございます。そこまでのやはりエビデンス、試料の保管期間であったり、守られなかったときの罰則等も厳密に御議論されるべきなのではないかなと考えております。

最後に1枚めくっていただきまして、3ページですけれども、手前どもの品質管理室の方から資料を取ってきましたけれども、玄米品質と精米品質の関係ということで、まずもってこの玄米の段階で農産物検査を受けているということが我々は大前提ですので、1等、2等、3等、規格外ということで、それぞれの品位が違いますので、当然、白未熟粒でありますとか胴割、死米、そのほか水分が多いのか低いのか、着色粒の割合等々はとう精後の精米の品質に影響してくるということがここに書いてある内容でございます。

例えば、胴割が多いと、割れた米が当然増える。それから、水分が低いと砕粒、これも割れた米が発生するとか、それが今度下の方にまいりまして、それが精米になると、同じく割れた米があったり、色付のものがあったり、粉状質の米があると、最終的な御飯になったときに下の右側ですけれども、べちゃべちゃになったり、ぱさぱさになったり、あるいは見た目も悪くなるとか。結果的には、農検を受けていることで、最終、御飯になったときの品質に直結しているというのが我々の考え方でありまして、何度も繰り返しになりますけれども、その品位については、現行の1、2等と一緒にしてしまうというのは、我々としてはまだそういうステ

ージではないのではないかなというのが考えでございます。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

最後に検査員として、新潟県主食集荷商業協同組合業務部長の加藤貴俊様、ウェブでしょうか、お願いいたします。

○加藤氏 新潟県主食集荷商業協同組合の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

資料3-3に基づいて説明をさせていただきます。

まず自己紹介をさせていただきますと、平成24年度に農産物検査員の資格を取得いたしました。その後、平成30年5月ですけれども、我々は、下の参考を御覧いただきますと、集荷業者60業者おりまして、検査員が104名、検査実績、令和元年産米で8月末までに6万3,500トン検査をしております。その検査対策室の室長というのを仰せつかっております、また、さらに、その30年7月には、これも一番下でございますけれども、全国検査流通連絡協議会という全集連の農産物検査業務の信頼性確保と発展に資するため設立された任意団体、こちらの幹事も今務めているというところでございます。

また、我々が所属している検査機関は一般社団法人新潟県農産物検査協会といたしまして、我々全集連グループと全農、JAグループと一緒に立ち上げた検査機関で、検査員として今検査を行っているということでございます。

では、2ページ目、御覧いただければと思います。

意見等ございまして、まず、1等、2等区分の等級区分と名称の見直しにつきまして、意見を述べさせていただきます。

これは、前のお二方もお話がありましたが、まず農産物検査法には農産物の品質の改善を助長するという目的があります。私は検査を実施する際に、検査機関から配布される1等、2等の検査標準品、これは1等であれば整粒70%、整粒の下限値の米穀、これを検査場所に並べて、参考にしながら検査に臨んでいるということですが、まれに検査場所に生産者も来られることがありまして、その生産者の方が1等の標準品を見まして、こんなものまでと、「悪いという意味」でですね、1等になるのかということで驚かれることが多々あったということでございます。

過去を振り返りますと、昭和53年までは、この真ん中の表にございますとおり、米穀の等級というのは5等級に分かれておりまして、現行の等級に当てはめますと、現行の1等の下限は、53年までの3等の下限となりまして、仮に今お話があります現行の1等と2等を統合した場合



には、昭和53年までの1等から4等が最上位等級になってしまうということでございます。

この仮渡金や販売等のこの価格につきましても、先ほども説明がありましたが、精米歩留まりに合わせて、等級上位ほど高く設定されているということで、大半の生産者は収入の最大化を目指して1等米を生産するために日々努力をしているということで、そうならなかった場合は、私の農産物検査員の立場として、例えば「粒が痩せている場合」につきましては、「適期・適量の施肥」を、また「着色粒の混入が見られたという場合」には、「除草や防除の徹底」、また、「白未熟粒や胴割粒の混入が多かった場合」には、「高温時の水管理の徹底」等、考えられる要因、原因と対策等を生産者や集荷業者に対して伝えまして、翌年産に高品質米が生産されるように促しているということでございます。

また、この価格の件も、これも先ほどもありましたが、現行の2等が最高値になってしまうということが予想されるということから、生産者の生産意欲が低下してしまうということ、先ほどもありましたが、「こんな悪いというような米穀」が最上位等級になってしまうということで、「高品質米の生産・流通が難しくなってしまう」ことが考えられるということです。

よって、私としては、この農産物検査法の第1条の目的を果たすため、現行の等級区分の維持をお願いしたいと考えております。

また、名称につきましては、これも同じく資料2の2ページにあるとおり、整粒歩留まりの高い方から1、2、3と付いております。ただ、現在、米飯加工品等で「1等米使用」と表示された商品が流通しておりまして、そのような商品には「1等とはどういうものか」、「食味ではなく整粒歩留まりを基準とした等級だというような細かな説明がなされていない」、また、「されていたとしても消費者へ届いていない」と思われまして、結果として「1等米イコールおいしい」、「2等米イコールまずい」というような間違った評価がされているように思われます。

なので、こういった等級を商品に表示する場合には、等級は食味によるものではなく、精米歩留まりによるものであるということを説明する等のルールを設けることにより、消費者へ農産物検査の等級について正しい認識を広めるということも検討してはどうかと思います。

また、名称につきましても、やっぱり「1、2、3等」以外では、例えば「A、B、C」なり「松、竹、梅」なりと、どうしても名称から連想されるイメージによって、ほかの名称と優劣が付いてしまうということも考えられますので、これも現行の名称の維持を希望いたします。

また、最後のページでございますが、皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直しについてでございます。

これも余マスについても、これも第1条にあるとおり、農産物の公正かつ円滑な取引を実行する上で正味重量を確保するために必要かつ重要と考えております。これは一般の商品でも「正味重量が確保されていない」ということは、取引において最も重要な「信頼を欠いてしまう」ということになりまして、「公正かつ円滑な取引はできなくなってしまう」ということから、ある一定程度の余マスは必要不可欠と考えます。

また、我々集荷業もやっておりますので、玄米を集荷し、検査受検後の倉庫での保管によりまして乾燥が進みます。それに伴って、量目も減ってしまいます。実際に集荷をし、検査を受検し、倉庫で保管した後、出庫し販売先へ到着した際に、正味重量不足とならないよう、私の地域では正味重量が30キロとなっている紙袋入りの玄米の場合、皆掛重量30.5キロとされています。

検査時の水分含有率は、おおむね13.5から15%程度でございますけれども、水分含有率が高いほど保管時の乾燥による影響を受けやすくなっていると。過去、振り返りますと、実際にそういったもの、保管してあるものを測定したところ、正味重量不足となっているものも見受けられたということもありまして、現行の皆掛重量についても、現在、余マスについては引き続き必要だと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○大坪座長 ありがとうございます。

ただいま3名の関係者より御意見を伺いました。

横田様からは1、2等の区分につきまして、品質改善につながっていると、翌年の生産にもこの1等を目指して改善を図っているんだということ。それから、合理化については穀粒判別器は非常に有用ではありますということで、それを来年のまた生産にいかすという、データを取ってというお話がございました。

また、卸売の森様からは、検査は取引の基準であり、信頼性の確保に必要であるというお話がございました。そして、玄米品質が精米や米飯の品質にも直接影響するというので、その重要性について御指摘がございました。

また、最後に検査員としてのお立場から、加藤様からはやはり横田様と同じように、1等、2等ということが品質改善を助長するという検査法の本質に合っているということと、翌年の改善につながっていらっしゃるということですね。それから、名称については、1等がおいしいという誤解につながることもあるので、現状まだ説明が不足であるということで、現状維持を御希望でした。そして、皆掛重量、余マスにつきましては、正味重量の確保、乾燥による変

化などの点で、現状の余マスなども必要ではないかと、こういう御指摘だったと伺いました。

それでは、委員の皆様から、ただいま頂きました3名の関係者のヒアリング結果につきまして、御質問、また御意見等をお伺いしたいと思います。どなたでも結構です。いかがでしょうか。

岩井委員、お願いいたします。

○岩井委員 どうも初めまして、おむすび権米衛の岩井と申します。

私は消費者側の立場におりますので、今事例を述べていただいた3者の立場とは全く違う方向にしております。

私は内閣府の規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループの際にも申し上げましたが、まずはお客様のためにならないことは廃止すべきだと。では、我々はお客様のために何をすべきかという、1個100円のおいしいおむすびをお客様に販売することです。その上で余計なコストは1円でも削減したいというのが我々の希望でございます。

かつ、我々は日本の農業を再生するために起業しました。生産者が再生産可能な価格ということで、創業以来一俵2万4,000円という固定価格でお米は買上げさせていただいております。また、メディカルライス協会の渡邊昌先生から、玄米をもって日本人の免疫力を上げるというお話もありますが、おむすび権米衛でも玄米食を推進しています。玄米を安心して食べていただくために有機米も扱っており、こちらについては一俵3万円で取引をさせていただいております。

お陰さまで、うちの契約生産者は、金沢大地の井村さんをはじめとして、皆さん後継者不足には困ることなく、どんどん生産地を広げられております。

契約生産者からは、この検査に関わる部分で、コストが掛かるため、省略したいという御意見が多いです。その中で我々は検査が必要かという、1等米、2等米、3等米というのは全く気にしておりません。要はおいしいか、まずいか。我々は日本一おいしいおむすびを提供しないと生き残れない業界ですから、日本一おいしいお米を生産していただく。そこにおいては、1等、2等、3等という基準は我々消費者の立場からいうと存在しないので、非常に無意味であると、これは規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループの頃から感じておりました。余計なものは一切なくして、全てはお客様のために、この規制緩和というものがうまく検討していただけるのであれば有り難いです。御三者の方には誠に申し訳ないですが、我々からすれば、検査なんていうのは全くなくてもいいというです。

現在、産地表示という面で、トレーサビリティをきちんとするために検査を受けなくてははい

けない状況ではありますが、我々は一切ブレンドをしませんので、これも少しナンセンスだなと思っています。こちらの件につきましては、今回規制緩和していただけるということなので、これは期待してお待ちしております。

誠に僭越ながら意見を申し上げさせていただきました。

以上です。

○大坪座長 岩井委員、ありがとうございました。

それにつきましては、いかがでしょうか。事務局の方からお話ございますか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。今、岩井委員の方から御意見を伺いました。産地品種の表示のために検査を受けているという声があり、またその検査のコストが無駄なコストになっているのではないかというような御指摘だったと思います。

こちらについては、本検討会の検討事項ではないものの、本日参考資料2-1、2-2でお示しをさせていただいておりますが、これは農産物検査を受けなくてもその表示ができるように、これを今検討しているということでございます。そういう意味では、その取引の中でしっかりその表示の根拠を担保していただきながら、不正表示なんかを防止をいただきながら、検査を受けなくても表示ができると、こういうことを現在道を開くようにやっているということでございますので、検査を必要とされる方は農産物検査を受けていただき、そうでない方はそれ以外の道もあるということで、現在取り組んでいるところでございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

岩井委員、よろしいでしょうか。また御議論は3回のヒアリングが終わってから、またいろいろと御議論いただきたいと思いますが、そのほかに、せっかく3名の方からヒアリングいただきましたので。

はい、どうぞ、山崎委員。

○山崎委員 よろしくお願いたします。

まず、横田様に質問です。現在、御自身の会社の中で検査されているということですが、一回にどれくらいの量を検査して、なおかつそれに対してどれくらいの時間を要しているか教えていただければと思います。フォークリフトで運び出して倉庫にしまうまでがどれくらいの時間を要しているのかも伺えればなと思います。

続きまして、森様に質問です。神明さんは日本でも代表する、お米を扱う商社でもございますが、先ほどの御説明では検査規格を通したものを使用しているということでしたが、未検査の玄米についてはいかがでございますか。

よろしくお願ひいたします。

○大坪座長 2点御質問ですね。横田様に検査の量や時間ですね。それから、森様に未検査米の使用についてと、2点です。

では、横田様、お願いします。

○横田氏 まず、検査の量ですけれども、別に自分でやりますから、やろうとすれば別に紙袋1袋からも検査はできるわけですが、実際にはそれでは書類はいっぱい書かなきゃいけないので大変なので、最低でも1パレット49袋以下ではうちは検査をやらないで、検査をやるようにしていますけれども、例えばなるべく早く販売したいやつとかは、できたらなるべく早く1パレットでも検査してみたいなことをやるんですけれども、それに掛かる時間ってそんなに大した時間は掛からないですね。

あと、その書類を当然、その検査の申込みから始まって、それは当日ではなくて前日までに申込みをしなければいけないのでとかという手続も含めて、その書類は当然忙しいこの秋の時期にやりますから、煩雑といえば煩雑ですけれども、そんなにびっくりするほど時間が掛かるということでもないですし、あとは、例えば稲刈りの期間中でも、例えば雨が降って今日は稲刈りできないね。よし、じゃ、今日は検査をやろうみたいなの、そういうことで検査をしたりするので、そんなに。逆に言うと、先ほどもすごくそれがコストで手間が掛かっているのではないかという話も、議論もありましたけれども、逆にいうと、僕らもそれは面倒で手間が掛かったり、それこそもつと言えれば検査員の研修からやって、時々その研修で試験やったりとか、そういうところは手間が掛かりますけれども、そういうことをやっているからこそ、逆を言えば、自分の米を自分が検査員で、自分が検査機関で検査をやっているわけですから、それ大丈夫なのと言われても、いや、しっかりと検査員の研修を受けて、しっかりとこういう書類もそろえて、それでちゃんと手続を踏まえて検査をやっていますよと自信をもって言えるかなと思っています。

○山崎委員 そうしますと、検査の一連の作業の中で、時間が掛かるのは事務作業になるんでしょうか。

○横田氏 700トンといっても知れているので、先ほどもあった何万トンみたいなのと全然違うので、大した量ではないので手書きでやっていました。それをソフトで全部できるようにしたので、そんなに手間は掛かっていない。あるとしたら、先ほど御指摘のあった、一旦並べて、また検査、等級印押したらまたしまつて、紙袋だとですね。そういうことが煩雑といえば煩雑ですけれども、それもタイミングを見ればそんなでもないという感じですかね、やろうとすれ

ばできるということだと思います。

○森氏 未検のものを一切扱っていないということはありませんし、基本的には手前どもの考えとしては、検査と、それから小売段階での表示というのがひもづいていますので、当然表示するには検査米でないと駄目というのが前提ですから、表示を伴うものに、商品については検査米しか一切使わないということです。

ただ、ユーザー様、例えば外食のユーザー様で検査を必要とされないお客様、あるいは我々から自ら種子を調達して、この品種を農家の方に作っていただいて、もう最初から契約でできたものは全部買い上げるものについては、当然検査をわざわざする必要もありませんので、そのまま全部我々が買い受けるわけですから、そういったものについては未検でも受け入れるということがあります。

ただ、表示を伴うものについては、これは当然検査米でないと違法になりますので、我々としては検査米しか買わないというのが原則でございます。

○大坪座長 山崎委員、いかがでしょうか。

○山崎委員 先ほどのお話の中に、資料2ページのに農産物検査規格は実需者との品質担保に対する信頼維持に貢献と書いてありますが、未検査のものに対しては、どのように品質と信頼が担保がされてくるのでしょうか。

○森氏 未検であっても検査物であっても、我々の品質管理室並びに全7工場に、全工場に検査員が常駐しておりますので、未検米、基本はまずほぼ未検は来ないと考えていただいたらいいんですけども、基本的には検査物しかほぼ取らないんですけども、そういった特殊な未検のものが入ってきても、従来の検査米と同じく、基本的に30キロ360袋入ってくれば、最低5生産者以上のサンプリングをする、180袋であっても最低3生産者以上のサンプリングをする、フレコンであっても最低3個以上のサンプリングをするという方法は変わっておりませんので、手前どもの検査班の方で、当然検査米、未検査米であっても、我々の同じ基準で工場に入る前の段階で検査を自主的に行っておりますので、農検法に基づく検査を受けている、受けていないにかかわらず、我々の工場に入る段階では全て検査を受けて担保をしているということでございます。

○大坪座長 よろしいでしょうか。

○山崎委員 ありがとうございます。もう1点よろしいですか。

○大坪座長 ちょっとお待ちください。

今の件については、事務局から補足はよろしいですか。

○上原米麦流通加工対策室長 特にございません。

○大坪座長 それでは、山崎委員、どうぞお続けください。

○山崎委員 横田様にもう1点質問です。

私も今年から生産現場で、穀粒判別器を導入しております。毎日サンプリングをして見ておりますが、実際、穀粒判別器で表示される数値と、等級の規格数字というのが、合わないことがあります。整粒が60%台であったとしても十分1等が出るお米です。それについて、実際の今の検査規格と、目視検査、穀粒判別器のずれというのは、どのようにお考えでしょうか。

○横田氏 まず、穀粒判別器で、だから整粒をきちんと測れるかということ、恐らく測れないと思います。今回、農産物検査で穀粒判別器が使えるようになったのは着色粒とか一部のものでしかなくて、それもまだちょっと精度というところいろいろ難しいところがあるので、御指摘のとおり、その穀粒判別器がまだまだ発展途上にあるというのは間違いないと思いますね。

だから、うちではむしろ、自分で検査をして1等というと、1等でしか残らないですけども、僕が気にしているのは、やっぱりより細かい、1等だったことよりも、何で1等だったのか、2等だったら何で2等だったのか、どういう割合だったのかみたいなことの方がより、1等の中でもその白未熟粒はどれぐらいだったかとか何とかというのが重要だと思って記録をするために使っているというところなので、細かく言えば、先ほどの炊飯するときこういう数値が高いと困るなとか、低い方がいいなとかあるんでしょうけれども、統計、農産物、今の1等、2等、3等でそこまで細かくは分かれていないんだと思うので、そういう意味でいうと、そもそも穀粒判別器と、今言う1等、2等、3等はそもそもちょっと違うものと僕は理解して使っています。

○大坪座長 ありがとうございます。ちょっと事務局の方から補足説明いただきます。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。今、山崎委員の方から穀粒判別器の測定値の整粒の値と農産物検査の等級がずれがあるのではないかという御質問を頂きましたので、補足をさせていただきたいと思います。

資料を御覧いただいて恐縮ですが、資料2の13ページに穀粒判別器についての説明を付けさせていただいております。昨年、これは穀粒判別器の性能を検証するために、穀粒判別器に関する検討チーム、これを設置をいたしまして、5月から8月まで、これは性能を検証してまいりました。そういう結果でございますけれども、13ページの右側に付けておりますが、この死米、着色粒、胴割粒、砕粒については、これは性能が一定程度あるという結論に至ったということでございます。この4項目でございますけれども、その等級との境界領域については、まだ正

確な精度というのが十分担保できていないということでございますので、目視と併用という形でございましたけれども、この4項目について鑑定に活用できる、農産物検査の鑑定に活用できるようにさせていただいたところでございます。

ですので、私どもの認識といたしましては、穀粒判別器はまだまだ発展途上のものだと思っております。日本初の優れた技術だとは思っておりますけれども、まだまだ開発を進めていかなければいけないものと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。

山崎委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○山崎委員 ありがとうございます。

○大坪座長 それでは、ほかの委員様、いかがでしょうか。

飯塚委員、お願いいたします。

○飯塚委員 横田様に一つと、事務局に一つ質問があります。横田様は、比較的大きな生産者であって、生産者という人たちを生産者と一言で言っていますけど、実はいろんなタイプがあると思います。自分たちが作ったものに関して、その品質評価に関する何らかの情報を得て改善していこうというような、あるいはその最終的な、例えばおむすび権米衛に買ってもらえるような米にしようとかいうようなことを考えるような、そういう生産者ってどのくらいいるのでしょうか。そういう生産者にとっては、この検査でなくても、何らかの有益な情報が入ってくれば、あるいは自分で測って情報を得れば幾らでも改善できるわけですね。そういう考えを持っていらっしゃる生産者の方がどのくらいいるのかなということを、横田様はすでにもうそのようなお考えをお持ちなのでお聞きしてもしょうがないかもしれないのですが、世の中一体どうなっているんだろうかということをお聞きしたいと思います。要するに、より良いものを作っていこうということを考えている生産者の方はどのくらいいらっしゃるんだろうかということが気になりました。そういう生産者にとっては、検査が役立つから使っているわけで、別の手段があったら多分そちらを使いますよね。評価・改善のためにはいろいろな方法があるわけですが、例えば私の専門に近い分野でいくと認証制度、製品認証というのがありまして、何かJISマークとかJASマークみたいなのを付けていくという方法もあるわけですが、そういう社会制度によってもよいし、むしろ自分で努力してもよいと思います。その手のことを考えていらっしゃる生産者の方がどのくらいいらっしゃるのかということがちょっと気になりました。

もう一つ、事務局に質問というのは、今、穀粒判別器のことの精度が課題になっているようですが、目視でやっている判定の信頼性に関して体系的な研究あるかどうかです。目視による



判別がどのくらい正しいかということに関する質問です。この検査法が、どのようにやられているのか分からないのですが、官能検査といわれる方法だと思います。人が計測器の役割を果たして監視・測定・判定するときには一般にいろいろな問題があるので、工業製品分野においては結構厳しくきちんとやります。例えば車の塗装品質を検査するとなったら、かなり頻繁に能力確認や訓練をします。限度見本なども作って、検査の精度、レベルを保証するためにいろいろやります。塗装面の見方をいろいろ変えたりと方法についても工夫します。こういう背景があって、検査員の方の検出能力というか、測定能力・判定能力を担保することが重要ですが、結果としてどのくらい信頼性を持っていると考えたらよいのでしょうか。これから穀粒判別器を使っていこうとするときに、基準になるのは現在の判別方法ですね。それは本当に正しいのかということについてどんな情報があるのかお聞きしたいと思いました。

以上、2件です。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、最初に横田様の方から、その意欲のある農家はどのくらいかという御質問ですが。

○横田氏 これは非常に難しい質問ですね。ただ、ちょっと質問の意図と異なるかもしれませんが、私は今、農産物検査、例えば登録検査機関になったのが平成18年と言いましたけれども、平成18年当時は私の規模も今の3分の1ぐらいしかなかった規模です。この10年ちょっとかけてだんだん大きくなってきているわけですが、決して大きい農家だからそれが必要、3分の1といってもそこそこありますけれども、大きい農家しかそういうことに取り組もうとしないということではないのではないかなと思います。

あと、もう一つはやっぱり、今までは比較的気候とかも安定している時代、段階では、そういうことを余り意識しなくても、普通にやっていたら普通に米は取れるよねという時代が長く続いたんですけれども、昨今の異常気象というか気候変動というかですね。そうすると、やっぱりそういうものを見ながら細かい改善をするということが必要ねという意識が芽生えている農家は、恐らくたくさんいると思います。もちろん全ての農家が検査機関になって自分で検査できるかという、そうはいかないので、例えば全農さんみたいな農協は全国にありますから、そういうところでいろいろ、例えば測ってもらうとか、そういうことはできる可能性は十分にあるのかなと思っています。

○大坪座長 ありがとうございます。続いて、事務局の方からお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。今、飯塚委員の方から目視の検査について、どの程度正しいことが担保できているのかという御質問がございました。これは現在、

世界的にも被害粒という、虫で食われたりしている、欠けていたりという穀粒の検査については目視で行っているということでございまして、これを機械に替えていく取組を今日本ではやっているということでございます。これをやっている背景といたしましては、幾ら努力してもやはりばらつきがあるとか、そういう御指摘はございますので、機械化を進めていこうと考えているところでございます。

一方、そういうものができていない段階で目視ではどうしているかということですが、これは検査員の目合わせをやっているということでありまして、標準品を作っていくということで、こういうお米は1等ですというものを示しながら研修を行い、検査員の程度を統一をしていくことをやっております。そういう努力をしながら、取引に活用されているということでございますので、例えば取引されたお米が、これはもう開けてみると1等ではなくて、もっと違う等級のものだということになれば、登録検査機関にこれはクレームが届くと。ちゃんと検査をするという、そういう批判につながってくるということでございますし、ひどい場合は改善命令につながっていくということですので、そういう取引で問題があったときには、しっかり改善するということをしています。

ですので、目視の限界ということもあると思いますけれども、それを統一しようとしているという取組をやっているということ、そしてやはりばらつきがあるという現状でございまして、これは機械化を進めていこうという流れがあるということでもございます。

○大坪座長 飯塚委員、いかがでしょうか。

○飯塚委員 2番目のその今の話なんです、私が理事長をしているJABという第三者適合性評価機関は、検査機関とか試験所とかに関しては、その測定能力について、測定に関わる技術的能力と、測定プロセスを維持していくマネジメント能力、その両方をきちんと審査して認定していくことをやっています。計測というのは対象の状況を知るという意味で物事の基本で、非常に重要なので、この検査に関して、その登録検査機関というのは、2,000近くあるそうですが、認定というか、能力を維持していることを確認していくような制度はあると思っ  
てよろしいのですね。

○上原米麦流通加工対策室長 これは5年に一度更新の仕組みがございまして、先ほど申しましたような研修をしっかりと行っていることをやっております。

○飯塚委員 5年に一度ですか。錆びちゃうかも……。なるほど、分かりました。

○大坪座長 ありがとうございます。

藤代委員、お願いいたします。

○藤代委員 2点あります。最初、飯塚委員がちょっと事務局に確認したんですけども、今回の規格というのはどこを対象にしているのかということで、この図ですよ、資料2の5ページでなんですけれども、先ほど横田様の御説明は、自らのその目標設定という趣旨も入っていました。片や、岩井委員の方はユーザーとしての意見、二つは全く別のものなので、規格はそもそも誰のために、誰に要求するのかということをしかりと整理しないと、多分この議論はかみ合わないと思うんですけども、私は自身の品質改善のための規格もあっていいと思っています。ただし、それと、例えば今回のスキームについては、最終的に消費者であれば消費者のために生産者が求められる規格と、生産者自身が自らの品質改善のために設定する規格というのが、多分私は種類が違うと思っていますので、ちょっとそこら辺は今後どのように考えていくのかということと、もう1つ、飯塚委員との議論もあるんですけども、検査とか認証というのは第三者がやるということなので、先ほど事務局の方で5年に1回更新しておりますと仰ったのですが、どんな事柄について何を更新しているのか、そもそもこの登録検査機関というのはどういった基準で認めているのかというのは明確になっているのでしょうか。機関として能力を審査しているのか、あるいは個人、検査員を認めて、その検査員を抱えているのを登録検査機関としているのか、少しその辺りを教えていただければと思います。

○大坪座長 事務局からお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 今の藤代委員の方から2点御質問をいただきました。

まず、この検討会では何を検討するところなのかということでございます。大きく分けて2つの項目があると思っております。

1つは、農産物検査規格というものでございますので、精米の原料になる玄米の農産物、玄米についての検査である農産物検査、これの規格をどう見直していくかというのが1つでございます。

もう1点はJASでございまして、これは農産物検査規格とは別に、農産物検査規格というのはベースラインの規格としてあるわけでございますけれども、更に御紹介をした米粉JASであるとか、ほかのような米の付加価値を高めていくようなJASを作っていくと、こういう2つの議論が検討事項が大きく分けるとあると思っております。

1点目の農産物検査規格ですと、玄米を精米にするときの歩留まりというのを主に表しているものですが、さらに、そういう規格を格付けすることによって、今のお話でいうと生産者自身の良いお米を作ろうという目標になっているということがあるということと、そして、玄米を精米にした後の話になってまいりますけれども、消費者に届くお米についても、やはり原料

玄米の品質によって影響を受けるというところがあると思いますので、消費者に良いお米を届けるといった観点からも、この規格は関係があると思っております。

それから、2点目であります。登録検査機関になるときにどういう項目を見ているのかということでございます。手元にちょっと資料がございませんので、私が知っている範囲でございますけれども、登録検査機関になるためには、例えば県域で検査を行う機関であれば、都道府県の県庁の承認が要ということでございます。そのときに、その検査の能力、あるいはその検査場所、そして検査に必要な体制、機械を整えているかと、こういうことを見た上で登録をしているということかと思っております。

○藤代委員 5年に一度、それらを更新、再チェックして更新しているということですか。

○上原米麦流通加工対策室長 更新のときの手続について、手元にまた後ほど資料があればお答えをさせていただきますが、ちょっとお時間を頂きながらお答えしたいと思います。

○藤代委員 分からなかったらいいです。ただ、普通は最初の審査と同じものを3年から5年に見直すと。なおかつ、そういった基準はオープンにしているというのが、いわゆる国際的な基準認証の考え方なので、多分、頭の中にあるだろうと思うので全く問題ないと思いますが、そういった公表の在り方についても、また別途この委員会とは違うかもしれませんが、考えていかれた方が、より透明な制度に結び付くとは思いますが。

○上原米麦流通加工対策室長 登録検査機関の認証などについて、これは公表しておりますので、また御紹介をさせていただきたいと思えます。

○大坪座長 飯塚委員、藤代委員から、いわゆるプロフィシエンシーテストのようなものが必要だということですね。また事務局の方で御検討いただいて、またこの中で、委員会の中でまた御説明いただければと思います。

あと、時間が少し迫ってきたんですが、せっかくヒアリングいただきました加藤様の御意見ですね、御説明ですね。名称は食味表示ではなくて、精米歩留まりに関する1等、2等ということも説明が足りないというお話ございましたね。それから、正味重量の確保という点から余マスは必要ではないかという、少し横田様や森様とは違った観点のお話ございました。

これにつきましては、委員の皆様、御質問等、あるいは御意見等いかがでございますか。もしありましたら。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 では、余マスについての質問を3名の方にお聞きいたします。私たち生産者ははお米を生産して玄米を袋詰めするときに、14.5から15%ぐらいに水分は調整しております。玄

米の水分は安定していると思いますが、冬にかけて低温倉庫に入れておいたとしても、水分が飛んでいくことは想定されます。冬場に使うときには、水分値は13.5%とから14%ぐらいになっているものと認識しております。保管状況によって変わるとはと思いますが、冬場の水分値について教えていただければと思います。

先ほど資料の加藤様のお話の一番最後のところに、保管してあった米穀の重量を測定したところ、正味重量不足となっているものも見受けられたということがありましたので、それについても教えていただければと思います。

○大坪座長 ありがとうございます。加藤様、聞こえますでしょうか。いかがでしょうか。

○加藤氏 この過去というのは、大分昔の話でございまして、今現在そういったことは起こっておりません。販売先に届けて、正味重量がないということはありません。

それで、先ほどの保管による水分値なんですけれども、例えば秋に検査したものを、冬になって1月、2月ぐらいに測定した場合に、それは検査時の水分にも影響しますし、保管の倉庫の条件にも影響しますけれども、物によっては13%の前半の13.2%とか、こういったところまで水分値が落ちているというのも見受けられます。

よって、その分ぐらいの減量分の余マスは必要なのかなと考えております。

○大坪座長 ありがとうございます。山崎委員、そういうお答えでした。

○山崎委員 あとお二方にもお願いいたします。

○大坪座長 お二方、では、横田様、いかがでしょうか。

○横田氏 うちでは、自分で販売するものを当然保管しております。低温倉庫に入れたり、気温が低いときには常温のままですというところもありますけれども、やはり水分もそうですし、正味重量不足、自分で使うので問題にはならないですけれども、やっぱりその重さが、例えば秋には30.5キロだったのに30キロを切るとかということも場合によってはありますね。それぐらい、やっぱり重さは変わってくるのかなとは感じています。

○大坪座長 森様、いかがでしょうか。

○森氏 我々の方もおおむね工場に入るときは13.5%から15%の間には収まると思います。余マスについては、我々も従来の商慣習で、そもそも入荷時に我々の校正を受けているトラックスケールで量って、しっかりと量目があればそれでいいということなので、当然強制されるものではないんですけれども、やはり水分が飛んで、結果的に目欠、欠量ということになれば、これは後々生産者の方も大変ですし、長い間やっていると、ごくまれに、たしか目欠ということもあって、後で30キロ紙袋に入れて産地さんから送ってきていただくというようなことも過

去にはありましたので、やはり余マスというものは我々も必要かと思えますし、加えて、我々も精米製品で出す場合にも、やはり規格にもよるんですけれども、我々も精米は3グラムから約10グラムぐらいいれ目、いわゆる余マスとして精米製品の方にも入れると。これは、やはり消費者のお客様の中には、御自宅のある体重計で買ってきたものを量られる方もいらっしゃる、時々、年にお一人お二人は足りないよという御電話をされてくるんですけれども、その際は我々の工場にあるしっかりと校正を受けた電子ばかりで量っているんで問題はありませんということでお答えはするんですけれども、やはり重量に関してはかなりお気にされる消費者の方もいらっしゃいますので、我々も精米製品には入れ目を入れているというような状況でございます。

○大坪座長 山崎委員、よろしいでしょうか。

○山崎委員 事務局に質問です。水分が飛ぶのを想定して計量時に余マスを入れているということになりますよね。検査を受けた時点で30.5キロあった玄米の水分が時間とともに飛んでしまったら正味重量不足の責任は、なぜ生産者の負担になるのでしょうか。

私も年間を通して水分を調べていますが、概ね13.5%から14%ぐらいで収まっております。検査を水分15%で受け、時間が経って使用するとき水分が1%から1.5%飛び30.5キロから1.5%の重量が飛んでしまうということが起きています。余マスをゼロにするということではなく、余マスが何のためにあるのかを明確にできればと思います。皆さんの御説明では、冬になったときに水分が飛んでしまい、皆掛重量から減ってしまうので余マスがあるということでしたが、余マスは検査時の検体を採取するためにあったものではないのでしょうか。余マスは法令ではないので、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○大坪座長 事務局、お願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。山崎委員の方から余マスについて、その水分が乾燥して減って行って、減るのであれば、その検査との関係でお尋ねがありまして、どういうことかといいますと、検査では15%とか、これがその水分の基準になっているということですね。それよりも検査を受けた後で流通するお米について乾燥していくので、そういう検査との関係をお尋ねになったのではないかと考えております。

まず、この一つ、その余マスの問題といいますのは、農産物検査の制度において余マスの重量を設定しているものではなく、これは商取引の中でそれぞれ余マスをどれだけ求めていらっしゃるかということが決まっている世界でございますので、民間ベースの取引の中で決められているものだと認識をしております。

検査の中のその15%という水準ということでございますが、これは今の御質問に十分答えられるか分かりませんが、やっぱりお米の保存とか食味を維持するとか、そのようなことを考えますと、乾燥し過ぎてもいけないというのはあると思いますが、水分が高過ぎると、やはりカビが生じてしまったりということもあるというふうに認識をしております。

ですので、検査において転々流通するお米の中で、やはりその一定の水分の量というのを定めているというのが今の農産物検査の仕組みでございまして、これが例えば乾燥不足で20%とか水分が入ってしまいますと、流通の中でやはり腐敗をしていったりする可能性もございますから、そういう円滑な流通を担保するためにそのような基準を定めているものだと思います。

その後の保存方法をどうするかとか、流通の中でその地域によってどれだけ乾燥するかとか、また倉庫の中でどういう倉庫で保管されているかによって、お米がそれからどれだけ水分が減っていくかということも変わるとは思いますけれども、その目減りする分量というのも踏まえながら、商取引の中で余マスというのは設定をされていらっしゃるのではないかなとは思いますが、ここはよく丁寧に、これは現場のところも聞いていかなければいけないと思っておりますので、そういう、まだまだ私どもも知識不足でございますから、よくお話を伺って、これは検討していくことがよろしいかなとは思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。

○山崎委員 資料2の4ページを見ますと、検査証明書というところに皆掛重量と正味重量規格という言葉が枠内左下にありますが、この表記は農産物検査法にて使われている言葉です。一般的には正味重量規格が30キロで、皆掛重量が30.5キロと表示されていることが多いです。皆掛重量の内容は正味重量30キロ、検査紙袋の重さが230グラムで、余マスが270グラムということになります。余マスは商慣習といえ、農産物検査法の表示の中の裏側に含まれてしまっております。その点についてはどのようにお考えですか。

○大坪座長 事務局、お願いします。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。この皆掛重量については、30.5という数字をおっしゃいましたけれども、これは農産物検査で決めているものではないということでございます。実際、30.5キロ以外のものもたくさんあるということでございますので、これはその検査のときに証明を受けたい皆掛重量を設定をされて、これは国が決めているわけではございませんが、それを入っているかどうかというのを見ているということでございますので、そういう意味では、30.5キロ以外のものもあるということでございます。

○大坪座長 よろしいでしょうか。

今の御質問にもちょっと関係しますが、今後、事務局側から当面の進め方につきまして御説明をいただければと思います。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。今後の進め方について御説明をさせていただきます。

本日は第1回ということで、本日の中身ですね、ヒアリングを実施を頂いたということでございます。

第2回でございますけれども、これは穀粒判別器に関するヒアリングということで、穀粒判別器の開発メーカーなど、企業などお招きをいたしまして、現在どういうことができるようになったのか、あるいは将来どういうところまでできそうなのか、こういう話を頂きたいと思っております。

第3回でございますけれども、今度は海外、それから他分野の規格、抽出方法などについてのヒアリングをさせていただきたいと思っております。農産物検査の世界以外の規格、抽出方法などについてヒアリングの後、意見交換をしていただきたいと思っております。

その後、本検討会でございますが、令和3年5月頃まで月1回のペースで、大変お忙しいところ恐縮でございますが、開催を続けてまいりたいと思っております。第4回以降、具体的な検討を頂くことを考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、余マスに関しまして、2ページ、2枚目の紙を御覧いただきたいと思っております。余マスなどの商習慣の総点検につきましては、今し方のお話にもございましたが、この議論を始めるに先立って、まずは生産者、あるいは卸などの現場の実態をよく把握をして、一定の整理をしておく必要があると考えております。このため、農林水産省において意見交換の場を設け、現在の米穀の商慣習における課題、それから、その対応方向について、広く意見を伺うとともに、アンケート調査なども実施をしてまいりたいと考えております。その上で、その結果を本検討会に報告、御議論いただくという段取りで進めさせていただきたいと思っております。

早速ではございますが、第1回のこの意見交換会でございますけれども、9月10日からお話を伺ってまいりたいと考えております。3枚目の紙にまたその名簿を記載させていただいておりますけれども、本検討会からも数名の委員に御参画を頂き、山崎委員、あるいは千田委員に御参画を頂き、御検討、意見交換を進めていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大坪座長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました今後の進め方につきまして、何か御質問ございますでしょうか



か。よろしいでしょうか。

○井村委員 よろしいでしょうか。

○大坪座長 はい、どうぞ。

○井村委員 ちょっとこのウェブ、もう時間がないんですけれども、先ほどから夏目さんが手を挙げていらっしゃるしまして、せっかくの機会なので質問を聞きたいんですけれども、ちょっとウェブの方の挙手がなかなかそちらに伝わっていないようでして、千田様も手を挙げていらっしゃるし、二人を差し置いて私も手を挙げづらいところがありまして、ちょっとウェブの方のメンテをお願いします。

○大坪座長 夏目委員、大変失礼申し上げました。こちらからちょっと見えなかったものからです。どうぞお願いいたします。

○夏目委員 はい、ありがとうございます。ウェブでの参加は難しいなど改めて思ったところ です。

今日は、3者の方にヒアリングをさせていただいて、ありがとうございました。それで、率直な感想を申し上げますと、規制改革会議のワーキンググループでの議論と随分かけ離れていたなと思いました。それぞれ皆様が法律に基づいて検査の必要性ということを仰っていらして、もちろんその中では合理化とか、負担軽減という条件付きではございますけれども、おおむね今の検査規格を認めていらして、続ける必要があるという御意見だったと思うんですけれども、これからあとヒアリングに、これとは違う御意見の方々をお招きするという事は、事務局、お考えではないでしょうか。

何か今日は規制改革会議の示されました実施計画に少し乖離と言いますか、かけ離れた議論だったと思いましたので発言させていただきました。

以上です。

○大坪座長 事務局、お願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 夏目委員、ありがとうございます。また、大変、挙手を頂いたにもかかわらず、失礼をいたしました。

今、御質問がございましたが、本日の議論について、規制改革推進会議で議論されていたその方向と違うのではないかというような御質問だったかと思います。そこについて申し上げますと、規制改革推進会議の例えば農林水産ワーキンググループの御議論の中では、途中段階では、例えば農産物検査を廃止をしてJASへの一本化を進めてはどうかというような御議論もあったということでございますけれども、ただ、その後の御検討の中で、農産物検査というの

は今後も行い、そしてその農産物検査規格について、しっかり見直しを進めていくということになったところでございます。

本日は、趣旨設置の開催要領、御説明をさせていただいておりますけれども、ここに記載の8項目、これが正にその規制改革実施計画を受けたものでございますので、しっかりその規制改革実施計画を踏まえた検討を行っているところでございます。

本日は、農業者、それから卸、そして検査員からヒアリングを行っていただいたということでございますけれども、この8項目の中から、特に御発言を頂きたいところをお話を頂いたということでございまして、このような実施計画の議論と齟齬があるわけではございませんし、実施計画に基づいて検討を進めているということでございます。

また、次回以降につきましては、これは穀粒判別器の開発企業からのヒアリングということもございます。これは規制改革実施計画の中にも穀粒判別器の活用、そして開発の推進ということが記載をされておりますので、そういうところから次回ヒアリングを頂き、その機械化に向けた御検討を頂いていくということを考えているところでございます。

○大坪座長 夏目委員、いかがでしょうか。よろしいようですね。

それから、千田委員、失礼いたしました。手を挙げていらっしゃったそうで、ちょっと見えなかったのが失礼いたしました。どうぞ御発言ください。

○千田委員 今回の検討事項の1等、2等区分の等級区分の見直しと、それから皆掛重量の検査、いわゆる余マスの見直しは、これは生産者側ないしは卸側、どちらから挙げた要望なんでしょう。

○大坪座長 これはお答えは事務局ですかね、お問合せになっているのは。

○千田委員 まずはそうですね。

○大坪座長 はい、お願いします。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。二つの項目ですね。1等、2等の区分の見直し、(1)番のところでございますね。それから、あと余マスのところでございますが、これについては生産者側か卸側か、どちらが仰ったことなのかという御質問を頂きました。

これについては、実は規制改革実施計画に記載をされている項目でございます。このため、農林水産省がというよりは、これは内閣府の規制改革推進会議で御議論いただき、その御議論を総合的に恐らく結論として記載を頂いたということだと思いますので、私どもそのところについて、これは生産者の御意見だと、ここは卸側の御意見だと明確にお答えする材料は持ち合わせておりませんので、明確な回答ができずに申し訳ありませんが、そういうことでござい

ます。

○千田委員 といいますのは、いずれも品質の問題、それから販売する側の重量の、いわゆるお客様に対する欠減していたら申し訳ないという問題なので、売る側の誠意の問題だと思うんですね。ですから、これを議論するというよりは、売る側、いわゆる玄米であれば生産者側がどのように捉えて、どのようにお客様に買っていただくような考え方をしているかというのを是非、次回以降でもいいんですけれども、聞いてみたいなと思っております。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。次回以降の進め方について、今仰ったような売る側の観点から、どのように良いものを消費者に販売をされていくかということでございますので、そういうことに向けて生産者側の意見を聞いてみたいということであったかと思えます。

またこの検討会の中で、そういう御意見も各委員の方、あるいは必要であれば有識者を呼びながら御議論いただきたいと思えます。

○千田委員 はい、よろしく願いいたします。

○大坪座長 夏目委員、千田委員、大変失礼いたしました。井村委員、ありがとうございます。

それでは、一応ここで今回の議論につきましては一段落させていただきたいと思えます。

事務局におかれましては、これまでの整理、あるいは委員から出された御意見を念頭に置きつつ、次回の検討会に向けた準備を進めていただければと思えます。

本日は、三名の方からヒアリングを頂きました。三名の方に厚く御礼申し上げます。そして、多くの委員の皆様から活発な御議論、御質問を出していただきまして、これもまた厚く御礼申し上げます。

本日は、長時間にわたる議論、円滑な議事進行に御協力いただきましたことを心より感謝申し上げます。

ここで進行を事務局にお返しいたします。

○齊官穀物課課長補佐 大坪座長、大変ありがとうございました。

最後に、本日の資料は本検討会終了後、速やかに農林水産省ホームページに掲載させていただきたいと存じます。

また、次回の開催は追って御連絡申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

午後3時06分 閉会